省令

○財務省令第五十三号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条の五第一項第三号の規定に基づき、及び外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）を実施するため、外国為替に関する省令及び外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年八月二十五日

財務大臣臨時代理
国務大臣　野田　聖子

外国為替に関する省令及び外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令（外国為替に関する省令の一部改正）

第一条　外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（銀行等又は資金移動業者の確認事務の実施手続） **第六条**　［略］ 2　銀行等又は資金移動業者は、その顧客の支払等が法第十七条第三号の規定に基づく令第七条第三号に定める対内直接投資等に係る支払等に該当すると認められる場合には、当該顧客から次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類（以下この項及び次項において「届出受理証等」という。）の提示を求め、当該届出受理証等により法第十七条第三号に定める要件を備えていることを確認の上、当該顧客と当該支払等に係る為替取引を行うものとする。 一　法第二十七条第二項ただし書又は第四項の規定により対内直接投資等を行ってはならない期間を短縮した場合であつて、対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省令第一号）第八条の規定により届出受理証（同令第三条第九項に規定する届出受理証をいう。以下この項及び次項において同じ。）に短縮の期間が記入された場合　届出受理証 二～八　［略］ 3　［略］	（銀行等又は資金移動業者の確認事務の実施手続） **第六条**　［同上］ 2　銀行等又は資金移動業者は、その顧客の支払等が法第十七条第三号の規定に基づく令第七条第三号に定める対内直接投資等に係る支払等に該当すると認められる場合には、当該顧客から次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類（以下この項及び次項において「届出受理証等」という。）の提示を求め、当該届出受理証等により法第十七条第三号に定める要件を備えていることを確認の上、当該顧客と当該支払等に係る為替取引を行うものとする。 一　法第二十七条第二項ただし書又は第四項の規定により対内直接投資等を行ってはならない期間を短縮した場合であつて、対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省令第一号）第八条の規定により届出受理証（同令第三条第七項に規定する届出受理証をいう。以下この項及び次項において同じ。）に短縮の期間が記入された場合　届出受理証 二～八　［同上］ 3　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（外国為替の取引等の報告に関する省令の一部改正）

第二条　外国為替の取引等の報告に関する省令（平成十年大蔵省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（報告を要しない資本取引の範囲） **第五条**　［略］ 2　令第十八条の五第一項第三号に規定する財務省令で定める資本取引は、令第十一条第三項若しくは令第十一条の三第二項の規定に基づき財務大臣の許可を受けた者が当該許可を受けたところに従って行った資本取引、又は次に掲げる資本取引のいずれかに該当するものとする。 一～一の三　［略］ 二　法第五十五条の三第一項第五号に掲げる資本取引のうち、法第二十八条第一項の規定による届出をしたものによる対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第一号）第七条第一項の規定による報告の対象となる同項第一号に掲げる行為に該当する資本取引 三から七まで　削除 八～二十　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（報告を要しない資本取引の範囲） **第五条**　［同上］ 2　令第十八条の五第一項第三号に規定する財務省令で定める資本取引は、令第十一条第三項若しくは令第十一条の三第二項の規定に基づき財務大臣の許可を受けた者が当該許可を受けたところに従って行った資本取引、又は次に掲げる資本取引のいずれかに該当するものとする。 一～一の三　［同上］ 二から七まで　削除 八～二十　［同上］

附　則

この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。

告示

○国家公安委員会告示第五十号

次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年八月二十五日

国家公安委員会委員長　小此木八郎

名簿記載者公告番号　QI－270（ルスタム・マゴメドヴィッチ・アセルデロフ（RUSTAM MAGOMEDOVICH ASELDEROV））

1　変更前

名簿に記載された年月日　2016年12月12日

その他参考となるべき事項　テロ犯罪のため、ロシア連邦当局により指名手配されている。ロシア連邦のダゲスタン共和国、チェチェン共和国及びイングーシ共和国で活動する160人以上のテロリスト戦闘員グループを率いている。写真は、インターポール（国際警察刑事機構）・国連安全保障理事会特別手配書に含まれているものを利用可能。